

海外事務所等の共同利用について

平成 25 年 3 月 2 日
本 部 事 務 局

1 海外事務所等の概要

府県市職員が現地に赴任し直営で運営する「海外事務所」と、業務を産業振興関係に限定し民間委託で運営する「海外ビジネスサポートデスク」がある。

なお、海外事務所は、産業振興（経済）、観光、文化、教育等幅広い分野の業務を行うものが多いが、産業振興（経済）分野に業務を限定するものもある。

（平成 25 年 2 月末現在）海外事務所：6 か国・12 箇所、海外ビジネスサポートデスク：9 か国・16 箇所

2 広域連合での取組の現状

海外ビジネスサポートデスクについては、広域産業振興局において、大阪府の拠点を活用し、2 年目以降に利用実績に応じた運営経費の負担を求めることを前提として、平成 24 年度から共同運用を開始（協調事業）。

現在、鳥取県及び徳島県が利用。平成 25 年度はさらに滋賀県が利用予定。

3 今後の方向性（案）

○ 将来的には、構成府県市の全ての海外事務所等の共同利用を目指して検討。当面、対応可能な業務から実施。

○ **海外事務所**については、事務所を持つ府県市の業務に支障のない範囲で、平成 25 年度より次の取組を実施。

①共同利用内容

- ・ 現地情報の簡易な調査
- ・ 行政、企業等の現地訪問等の際のアポイント、アテンド

②共同利用方法

- ・ 利用希望者（府県市）が利用したい海外事務所を設置する府県市に直接連絡し、利用の可否を相談。
- ・ 案件によって利用者から実費を徴収。

※ 看板の設置が可能な海外事務所に、看板を設置。

○ **海外ビジネスサポートデスク**についても、当面の間は運営経費の負担を求めず、利用府県市の拡大を進める。今後、その費用負担のあり方について、広域産業振興局として、海外事務所等の共同利用の状況を踏まえ、検討を行う。

※ 共同利用：無償で、他府県市の海外事務所等を利用すること。

※ 共同運用：有償又は将来的に有償となることを前提に、他府県市の海外事務所等を利用すること。

【利用できる事務所等と業務内容（平成 25 年度）】

	名称	設置／管轄地域	対応可能な業務内容 (※海外事務所は繁忙状況に応じて対応)
海外事務所	兵庫県海外事務所	・中国（香港） ・アメリカ（シアトル） ・オーストラリア（パース） ・フランス（パリ） ・ブラジル（クリチーバ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地情報の簡易な調査 ・ 行政、企業等の現地訪問等の際のアポイント、アテンド
	大阪政府上海事務所	・中国（上海）	
	徳島県上海事務所	・中国（上海）	
	神戸市海外事務所	・アメリカ（シアトル） ・中国（天津、上海）	【ビジネス用途に限定】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地情報の簡易な調査 ・ 行政、企業等の現地訪問等の際のアポイント、アテンド
	京都府上海ビジネスサポートセンター	・中国（上海）	
	鳥取県ロシアビジネスサポートセンター	・ロシア（ウラジオストク）	
海外ビジネスサポートデスク	【平成 25 年度（予定）】 <ul style="list-style-type: none"> ・中国（華南） ・インド ・ベトナム ・タイ ・ミャンマー ・シンガポール ・インドネシア ・北米 ・ヨーロッパ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際ビジネス相談（現地での製品・部品等の市場概況、販売可能性等の報告） ・ 取引引合情報提供（現地代理店候補・取引先候補のリストアップ） ・ 現地出張支援（現地企業等とのアポイント調整、現地経済情報説明） <p>(※すべて費用は利用者（企業等）負担)</p>	